

第36号議案

和解について

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき提出します。

和解について

下記のとおり、和解する。

記

1 和解の相手方

事業者

2 和解条項

- (1) 相手方は、台東区生活支援体制整備事業の委託契約に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いの誤りにより発生した平成31年度分から令和5年度分までの消費税等相当額の過払金について、金151万665円を台東区に支払う。
- (2) 台東区と相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。